

＜婚姻費用分担請求調停を申し立てる方へ＞

1 概要

別居中の夫婦の間で、夫婦や未成年子の生活費などの婚姻生活を維持するために必要な一切の費用（婚姻費用）の分担について、当事者間の話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、家庭裁判所にこれを定める調停又は審判の申立てをすることができます。また、一度決まった婚姻費用であってもその後事情の変更があった場合（収入が増減した場合や子どもが進学した場合など）には婚姻費用の額の変更を求める調停を申し立てることができます。

調停手続では、夫婦の資産、収入、支出などの一切の事情について、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらうなどして事情をよく把握して、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指し話し合いが進められます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、必要な審理を行った上、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

2 申立てに必要な費用（郵便局で購入してください。）

- 収入印紙・・・1200円
- 連絡用の郵便切手・・・500円×1枚、140円×1枚、84円×10枚、10円×10枚、1円×5枚
合計1585円分

裁判所に提出する書類の中に他方当事者等に知られたくない情報がある場合には、別紙「非開示希望と当事者間秘匿のご案内」をご覧ください。

3 申立て時や調停進行中の提出書類等とその取扱い

(1) 申立て時の提出書類等

- 申立書 2 通
 - 申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用（控え）の3通を作成し、裁判所には、裁判所用、相手方用の合計2通を提出してください。申立人用（控え）は、調停期日に持参してください。
- 事情説明書 1 通
- 送達場所の届出書 1 通
- 進行に関する照会回答書 1 通
- 夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) 1 通（申立人と相手方が内縁関係の場合は不要です。）
 - 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。
- 収入に関する書類等（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）写し 2 通（裁判所用、相手方用）
 - 申立人の収入がわかる資料（①最新の源泉徴収票写し又は②確定申告書写し、①が取得できない場合は③給与明細（過去6か月分）写し、収入がない場合は④非課税証明書写しなど）
 - ※給与所得者は源泉徴収票写し、自営業者等は確定申告書写しを提出してください。給与明細写しは年度途中で就職した場合など源泉徴収票では年収を示すことができないときに提出してください。
- 過去の婚姻費用に関する取り決めや支払状況に関する書類等 写し 2 通（裁判所用、相手方用）
 - 過去の審判書、判決書、調停調書等

(2) 調停進行中の提出書類等

特別な費用（子の私立学校の授業料等）に関する書類等が考えられますので、必要に応じて提出してください。

※ 事案によっては、このほかの書類等を提出していただくことがあります。

(3) 上記(2)の提出書類等の提出方法

婚姻費用分担請求調停事件は、当事者双方がお互いの経済状況を理解した上で話し合いを進める手続です。そのため、書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用として写しを2通提出するとともに、調停期日にはその書類等の原本を持参してください。

※ 上記提出方法は、婚姻費用分担請求調停事件での取扱いです。他の事件では取扱いが異なる場合があります。

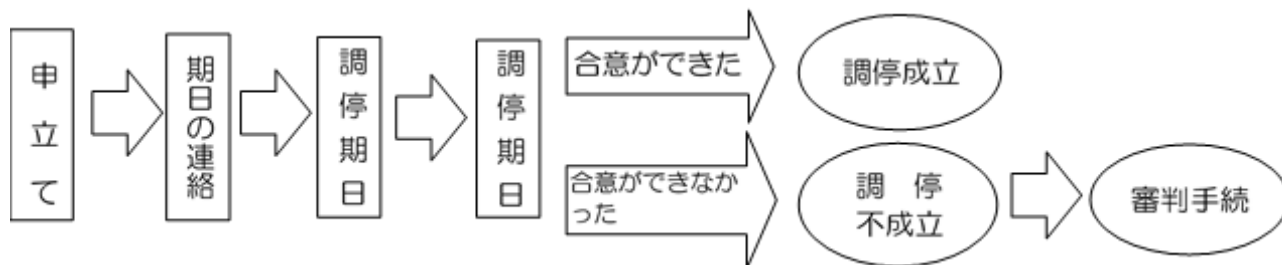
(4) 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。そのため、「非開示希望申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。

4 調停の進め方について

- ・ 調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。
- ・ 調停手続は非公開です。当事者、代理人以外の方が期日に出席することはできません。
- ・ 調停の流れは下図のとおりです。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。



5 申立先及び問い合わせ先

申立先は相手方の住所地を管轄する家庭裁判所または相手方と合意した家庭裁判所です。

※ 相手方と管轄裁判所について合意があるときは、管轄合意書の提出が必要です。

相手方の住所地が栃木県内の場合の申立先は、別紙「申立先一覧」のとおりです。